

扇島地区土地利用検討会議開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、扇島地区土地利用検討会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、扇島地区を基本とする土地利用に関し、次に掲げる事項について、会議の委員の意見を求める。

- (1) 果たすべき役割に関する事項
- (2) ゾーニングに関する事項
- (3) 導入機能に関する事項
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 会議の委員は、学識経験者等に就任を依頼する。

(関係者の出席)

第4条 会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、臨海部国際戦略本部土地利用転換推進部において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

本要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。